



報道資料

平成 30 年 11 月 22 日
中国電力株式会社

北海道胆振東部地震に伴うインバランス料金に関する 託送供給等約款以外の供給条件の設定について

当社は、平成 30 年北海道胆振東部地震により、一般社団法人日本卸電力取引所の取引が停止等していた期間におけるインバランス料金の算定方法について、平成 30 年 11 月 20 日付で「託送供給等約款以外の供給条件」として経済産業大臣に申請を行い、本日、認可されましたので、お知らせします。

以 上

(添付資料)

別紙： 「託送供給等約款以外の供給条件」の概要

「託送供給等約款以外の供給条件」の概要

通常のインバランス料金は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則にもとづき、一般社団法人日本卸電力取引所における市場価格をベースとしつつ、全国大のインバランス発生量を勘案した調整項（ α 値）等を用いて算定しています。

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第 12 回電力・ガス基本政策小委員会（平成 30 年 11 月 8 日開催）において、平成 30 年北海道胆振東部地震により北海道エリアのスポット市場の取引が停止等した期間（平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時まで）については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であること、および、各一般送配電事業者から電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定にもとづく特例認可申請を求めることとされました。

このため、上記の通り、当該期間のインバランス料金を算定するものです。

【参考：通常時のインバランス料金単価の算定方法】

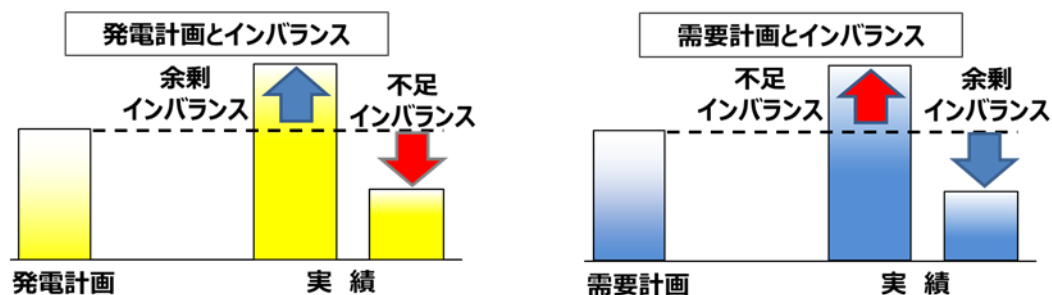
発電・小売電気事業者等が提出した計画値と実績値の差分をインバランスといい、その差分の電気を一般送配電事業者が調整する料金をインバランス料金といいます。

通常時のインバランス料金の単価は、以下の方法で算定しています。

- ・インバランス料金単価

$$= \text{スポット市場価格と 1 時間前市場価格の 30 分毎の加重平均値} \times \alpha + \beta$$
 - α ：系統全体の需給状況に応じた調整項
 - β ：地域ごとの市場価格差を反映する調整項

・インバランス料金制度のイメージ図



以上